

健感発1111第2号  
令和2年11月11日

各 民間検査機関の長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、一部の地域において新規感染者数の急激な増加が確認されており、感染リンクが不明な症例も散見されている状況です。感染リンクとクラスターをいち早く特定し、感染リンクを早期に断絶することが非常に重要となってきました。

これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査の一環として、地方衛生研究所で保管されている遺伝子検査のうちSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体（精製RNAの残余液）の提出を頂き、ゲノム情報を踏まえた実地疫学調査を実施することにより、より明確な感染リンクの確定とクラスターの同定を進めてまいりました。

今般、2020年11月9日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より、緊急提言「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」<sup>1</sup>が提出され、感染対策検証のための遺伝子解析を推進することが盛り込まれたところ、遺伝子検査を実施する民間検査機関におかれましても、今般の感染拡大に早急に対応するために、検体をご提出頂くよう要請いたします。つきましては、別紙をご確認の上、ご協力をお願いします。

---

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症分科会 [緊急提言「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」](#)

(別紙)

1 提出データ

別添\_様式を記載の上、6の照会・送付先のE-mailアドレスへ提出をお願いします。

2 提出検体

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条第2項及び5項の規定に基づき、民間検査機関に保管されている遺伝子検査でSARS-CoV-2陽性(Ct値が30より大きい及びCt値のない場合は除外)と判定された精製RNAの残余液（20 µl程度）を6の照会・送付先へ提出ください。

また、対象者から改めて検体を採取する必要はなく、検査後の残りRNA一部を提出ください。本件は法第15条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出にあたっての患者本人の同意取得は不要です。

3. 提出時

原則、週一回程度のご提出をお願いします。

4. 検体送付方法

送付に際しては、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2020年/07/17）を参考をお願いします。

5. 経費

検体輸送は着払いが可能です。

6. 照会・送付先

国立感染症研究所 病原体ゲノム解析研究センター センター長 黒田誠

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

TEL: 03-5285-1111 (2524) / E-mail: [sars2-genome@nih.go.jp](mailto:sars2-genome@nih.go.jp)

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
戦略班 岡、岩本、渡井

TEL: 03-3595-3489

E-mail: [iwamoto-kazuyo.0k2@mhlw.go.jp](mailto:iwamoto-kazuyo.0k2@mhlw.go.jp)